

# 福井県報

号外第35号

令和7年  
4月2日(水)

火曜日発行

## — 目次 —

### 告示

○保安林の指定の解除の予定（198～200・森づくり課）…………… 1

## 告 示

### 福井県告示第198号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 解除予定保安林の所在場所  
三方郡美浜町新庄274号ヲリト1番、273号丑谷1番、272号黒谷9番1、8番1、8番2、268号奥足谷20番1、266号ソゴノ上8番1、288号奥ヲシ尾1番2、290号小塩山8番1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
一般送配電事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福井県告示第199号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 解除予定保安林の所在場所  
三方郡美浜町新庄290号小塩山8番1、8番3、264号奥崩谷8番2、265号宮谷15番1、266号ソゴノ上8番1、268号奥足谷20番1、272号黒谷8番1、8番2、273号丑谷1番、274号ヲリト1番、2番（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
一般送配電事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第200号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 解除予定保安林の所在場所  
敦賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
一般送配電事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）